

個人情報取扱規定

第1条（目的）

本規程は本学会が会の運営のために収集した会員の個人情報の取扱について規定する。

第2条（取扱い規程制定理由）

本規程は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）第4章第1節（第15条から第36条）に対応して制定されるものであり、同法および関連する諸規範を遵守するものである。

第3条（個人情報の範囲）

日本子ども安全学会は会員または本学会の活動に参画する及び参画しようとする非会員から、特定の個人が識別できる情報を必要な範囲で収集する。その範囲とは、会員申込書や一般社団法人吉川慎之介記念基金の問い合わせフォームより入力された氏名、所属、職業、連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）、および会費の入金状況などの情報を指す。

第4条（収集目的、及び収集対象）

日本子ども安全学会は、本学会の事業目的に沿った活動を行うため、会員あるいは本学会の活動に参画する非会員から、前条に定めるように特定の個人が識別できる情報を必要な範囲で収集する。情報収集の際は、その目的を明示するとともに、情報の提供は提供者の意思に基づいて行われることを原則とする。

第5条（開示するときの理由）

本会会員の個人情報は、本学会の運営、および本学会の目的の達成のため、並びに会員相互の活動上の連絡に必要な場合に必要な会員に開示する。開示をうけた会員は前記した目的以外の目的のために個人情報を使用してはならない。

第6条（開示の範囲）

本学会、理事長並びに理事は本学会の収集したすべての個人情報を本規程第2条のもとに知ることができる。それ以外の会員は、会員申込書に入力された会員の氏名、所属、職業、連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）を、提供者の同意を原則として、個人情報保護法および関連する諸規範のもとに知ることができる。

第7条（第三者譲渡の原則禁止）

第5条に基づき開示を受けた個人情報は原則として会員外への開示および譲渡を禁ずる。但し、本学会の運営のため及び本学会の目的達成のために理事会において承認された場合はこの限りではない。役員の仕事にあったもので仕事を退いた後は在職期間中に知り得た個人情報は適切な方法により破棄しなければならない。

第8条（明示的開示）

理事の氏名、役職、所属先は、学会誌上、および本学会ホームページ上に開示される。

第9条（名簿の取り扱い）

本学会会員名簿は、本学会の活動上の連絡のためのものであり、会員申込書に入力された会員の氏名、所属、職業、連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）を適切に管理する。会員名簿は第三者に譲渡してはならず、紛失等に充分注意しなければならない。会員名簿は本学会の運営及び活動上の連絡のためにのみ使用することができる。

第11条（例外）

本規程の定めに関わらず、公共の利益のため、会員および第三者の生命の保護のため、および法令等にもとづき第三者に会員の個人情報を開示することがある。

第12条（改訂）

本規程は理事会の審議と決定をもって改訂することができる。ただし法令に反する規程を制定することはできない。